

第34回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日時】平成30年7月31日(火)午後3時30分開会

【委員】溝口委員長、林副委員長、池辺委員、貫野委員、野田委員、森下委員、草刈委員

【職員】松下事務局長、丸山次長、近藤次長補佐 日出山次長補佐

〔協議事項〕

1 今後の議会改革について

・議員研修に関する内容を議会基本条例に追記する（案）運用基準について

委員長：会派内で協議したが、条例内の「議員全員で行う」と運用基準内の「議長がこれを行う」の整合性。

議会としての役割分担の明確化。

委員：議長の判断のもと行うのか？→（野田）今回、事務局からの新人議員研修での説明であったが、議会では実施するのだという方法にする考えである。

委員長：議員互助会で行っている研修についても基本条例の中に明文化し、意思統一を図っていく。

委員：職員からの研修は？→（野田）職員を講師にした研修の明文化は事前協議の可能性があるにとられかねないため削除。

委員長：運用基準の中で具体的な文言の追加をしてみてもどうか

※提案された（案）をもとに会派持ち帰り継続協議。

（次回まとめていきたい）

・委員間討議について 委員長提出（改定案）をもとに協議

委員長：委員間討議の申し出書を無くすうえで審議方法について目的と論点を明確にした協議のうえ、過半数で決定する→委員会協議会で委員会付託があった場合に委員会の審議方法として委員間討議の選択肢を入れる。

経験を重ねて柔軟に対応・改良をしてはどうか。

委員：従来の申し入れはやめ、委員長の采配ですということか。

委員長：委員会協議会の流れの中で委員会付託があった場合に、目的と論点を明確にして協議のうえ、過半数で決定し委員間討議を入れる。

・協議会→委員会付託→（委員間討議・過半数で決定された場合）→質疑→討論→採決

委員：資料請求も委員間討議の請求時にするのか。

委員長：資料請求はまた別の話。案件に対する認識を深め、議会として意思表示・合意形成を図ることが目的。

委員：委員会付託をするだけでも大きなハードルがあったと記憶しているが、委員間討議を実施することによってさらにハードルが高くなるのではないかと感じるので、前向きに実施できるように。

委員長：まずは実施してみて柔軟に対応し、泉大津市議会に合った理想形に近づけていくことができればと思う。

※提出資料（改定案）をもとに会派持ち帰り継続協議。
（次回まとめていきたい）

・請願陳情者の意見陳述について（事務局提出資料で協議）

委員長：「フロー図2 議長が取扱い」の部分で「標準会議規則」から「泉大津市議会会議規則」に変えるべき。

陳情は請願と同じ扱いとなっている。

議長が議運で諮ると判断された時には意見陳述があると考えられるので、フロー図の3と4をセットにする。

委員：受付時に意見陳述するかしないか聞くとフロー図の4の手続き不要では。

委員長：陳情内容により議長が取扱いを判断する手続きは必要。

委員：現状の請願・陳情の締切日は？→（事務局）意見書と同じ扱い（議運の前日17時）

委員：意見陳述のない場合は「今までどおり」ということがわかるような棲み分けが必要。

委員長：事務局と調整し、次回の協議会までに提案できるようにする。

※提出資料（改定案）をもとに会派持ち帰り継続協議。

2 その他

・視察について

大阪府議会へ「次世代への取組について」の視察で問い合わせをしている。

10月末から11月中旬あたりで考えている。

・視察報告書のルール決める必要があるのではないか。

この件を検討するのは、議運で検討する方が望ましいのではないか。

次回開催 10月1日（月）13：30～

議会基本条例（案）

第9章 研修

（議員研修）

第27条 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上と、議員の資質向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深め、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、この条例に関する確認を議員全員で行うものとする。

基本条例運用基準（案）

7 研修の実行等

条例27条に規定する議員研修については、以下に掲げる通りとする。

- (1) 議会基本条例の趣旨に対する全議員の理解を深め、また、今後の改革においての共通認識を持つため、議長がこれを行う。
- (2) 政策形成及び政策立案の能力向上を図るための議員研修については、議会が市民からの信頼と負託に応えるため、先進事例の見識や実践等の経験を持つ講師を招いての研修等を行うものとする。

●議員間討議（委員間討議）について（第9条関係）（改定案）

- ・ 特別委員会における運用について（予算・決算を除く）
 - * 政策立案に向けて委員間討議を実施する。
- ・ 委員会における運用について
 - * 必要に応じて、討論の前に委員間討議を行う。（下記参照）

【委員会での審査の流れ】

- ・ 委員会協議会の最後に委員による本会議での即決か委員会付託かを決定する。
- ・ 委員会付託となった場合の審議方法について、委員間討議の必要の有無をその目的と論点を明確にして協議の上、過半数で決定する。

・ 委員会当日

I 質疑

II 必要に応じて、委員間討議を行う。

※論点ごとに委員間討議を通じて合意を図る努力をする。

⇒（例）付帯決議、閉会中審査等

* 委員の発言時間の制限はなし。

* 時間

○一議題につき全体で 30 分以内（①市長提出案件②議員提出議案③請願）

○所管事務は全体で 30 分以内

※時間については、委員長が弾力的に運用可

※原則として、理事者への質問不可（参考的な問いは可）

III 討論

IV 採決

請願・陳情の意見陳述を議会運営委員会が審査する場合

